

第6回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和2年1月10日午後7時～

場所：やわらぎ会館3階小会議室2

1. 開催要件の確認について

委員15名中14名が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

【会長】

明けましておめでとうございます。今年はいよいよ王寺町のまちづくり基本条例の仕上げに向けて、皆さんと一緒に走っていくこととなります。

いろいろと面倒なこと、苦勞をおかけすることが出てくるとは思いますが、一緒に汗をかきながら頑張っていきたいと思っています。

前回に引き続き、今日は連携や参画・協働などの大事なところについていろいろと意見をいただく貴重な機会になるかと思っています。

短い時間ですが、しっかりといろいろな意見をいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

2. 町民ワークショップの開催報告

事務局から、資料をもとにまちづくり基本条例のための町民ワークショップの開催報告として、ワークショップを行った4つの班それぞれから出た意見について報告された。

【各班の発表】

〈1班〉

- ・ 意識の高い人の意見だけでなく、住民みんなの意見を吸い上げるような仕組みがあれば、もっと住みよいまちになっていくはず。
- ・ 駅前の西友は無くなって欲しくない。
- ・ 通いやすいところ・通学しやすいところに学校があったらいいのに。
- ・ 若者が住むようなまちじゃないと高齢化が進んでいき、税収が減ってしまう。

〈2班〉

- ・ 大きなテーマとして「つながる町」になれば。
- ・ 外国の方も安心して入ってこられて、つながっていける町になるといい。
- ・ 防災・防犯の観点からも、まずは近所の方とつながることが大切。自治会の加入率が低いという課題もあるが、お互い助け合い守りあえる町にしたい。
- ・ 昔は大和川でもたくさん遊べたが、今ではそういうこともできなくなっている。住民と自然とがつながれる工夫もあったほうがいいのではないか。

- ・ 行政や学校、住民や民間組織、企業経営者がつながる仕組みを意図的に作っていく必要があるのでは。例えば行政の中にコーディネーターチームを設けて、学校と住民をつなぐことに尽力するなど。

〈3 班〉

- ・ 王寺町には協働するような基盤がすでにあるのではないかな？
- ・ 災害や水害・土砂崩れなどが起きた場合、共助の仕組みをどうやってつくっていくのか。
- ・ 行政・民間が個々にできることをやりながらも、お互いに協力し合えるような協働の精神を養っていききたい。
- ・ 子どもたちは増えているようだが、表で赤ん坊の泣き声を聞くことが少ない。子どもたちが自由に遊べたり、お年寄りにやさしいまちづくりをしたい。
- ・ お年寄りや地域の人が持っている知識をコミュニティのみなさんに伝えていけるような場があるといい。(例：雪丸サポートスクール)
- ・ 小さい企業や大学を積極的に誘致して、税収を上げていくことも考えたい。
- ・ 最近大和川が氾濫しそうになった時に、避難所の一つで最初に到着した若者たちが避難所設営を率先して行っていた。理想的な形が地盤としてあるので、これを失わないようにまちづくりを進めていききたい。
- ・ 今回のようにまちづくりについて定期的に話し合える場を、つくっていききたい。

〈4 班〉

- ・ 今王寺町に住んでいる人が住み続けやすいまちになってほしい。
- ・ 外部の人が引っ越ししてきてでも住みたくなるような、まちでありたい。
- ・ 観光客が訪れたいようなまちづくりも大切ではないか。
- ・ (クリーンキャンペーン、みどりのおじさんなど) 住民が自主的に行ってきた活動を、世代が変わっても続けられるような人間関係づくりを行う。
- ・ 今やっているイベントを引き続き実施する。
- ・ 子どもを社会みんなで育てていく、そんな町にしたい。

3. 12月審議会のふり返し

事務局から、今後のスケジュールについて以下の説明があった。

- ・ 12月審議会の中で確定できなかったものや、議論が詰まっていないところもあるが、条文になってみないと判断できないという意見もあり、4月審議会において条文にしたもので検討していただく。
- ・ 12月審議会では確定していないものもあるが、1月・2月審議会ではそれぞれ割り当てられているテーマについて議論する。

続いて、事務局から、資料1・2・3をもとに12月審議会のふり返しについて以下の説明があった。

◎資料1は、12月審議会において検討いただいたものをまとめた。

【「用語の定義」について】

- ・ 「町民」を広い概念として、「住民」を小さい概念として分けて考える。それぞれをどう定義するかまでは議論が詰まっておらず、今後の検討課題として残っている。
- ・ 他には、「参画」、「協働」を用語の定義に載せることが決まっている。「まちづくり」については、条文全体を見て定義する必要があるならば載せる。

【「町民の権利と役割」について】

- ・ もともと「責務」という言葉を使っていたが、「役割」という言葉に置き換える。ただし、文脈上、「責務」という言葉を使わないといけないところもある。
- ・ 「町民」と「住民」を分けてそれぞれの権利と役割を書く方がよいのではという意見があった。
- ・ 「青少年および子どもの権利」を置くという意見があった。

【「町議会の役割」について】

- ・ 十分に議論が尽くされず、4月以降の検討事項となる。

【「行政の役割」について】

- ・ 十分に議論が尽くされなかった。
- ・ 書き方として、スリムにしてもよいのではないかという意見があった。
- ・ 条文化して4月審議会で見えていただき、全体を通した意見の中でブラッシュアップする。

◎資料2は、12月審議会でも議論いただいたものを、「条例に反映する・とり入れることとして合意したこと」、「判断されていないもの」、「条例に反映しない・とり入れないものとして合意したこと」の3つに分けた「合意の箱」に整理したものである。
内容は資料1と重複している。

◎資料3は、まちづくり基本条例の骨子の全体像を示している。

【会長】

私たちがどういう結論を出すかは4月以降に、改めて条文の形に落とし込んだうえでもう一度議論しなければなりません。

まずは、ここまでのまとめということで出させていただきました。

4. 章ごとの内容検討について

1月審議会における章ごとの内容検討について、事務局から、進め方について以下の説明があった。

- ・ この審議会での検討項目は4つあるが、前半3つと後半1つに分けて議論する。
- ・ 前半では、「条例の位置づけ」、「広域での連携と協力」、「条例の検証と見直し」について、4つの班に分かれて議論していただいた後、全体共有を行う。
- ・ 後半では、「参画と協働」について、全体を2つの班に分けて議論する。

事務局から、資料4をもとに、章ごとの内容検討のポイントについて以下の説明があった後、グループごとに内容を検討し、全体で発表を行った。

【「条例の位置づけ」について】

- ・ この条例そのものの役割、あるいは他の条例との関係性について整理する項目である。
- ・ 一般的には、「最高規範である」、「最大限に尊重する」という言葉が使われているが、どのような言葉を使うかを検討する。
- ・ 11月審議会に示した案では、条例全体の後ろの方に位置づけていたが、条例の前の方にあった方がよいという意見があったため、記載する位置も併せて検討する。

【「広域での連携と協力」について】

- ・ 王寺町が外部の機関や自治体、国などとどう連携するのかを書く。
- ・ 町内での連携については、「参画と協働」の項目に入るため、分けて考える。
- ・ 「広域での連携と協力」では、災害などの非常時のことを踏まえて、平常時からどのような連携をしていくと王寺町が孤立しないかという視点を含む書き方になる。

【「条例の検証と見直し」について】

- ・ 一定期間が経ったときに社会との適合性を検証することが、多くの自治体のまちづくり基本条例に盛り込まれている。
- ・ 第3回審議会において、見直しの体制を表記した方がよいのではないかと意見があり、検討のポイントの一つとした。
- ・ 見直しの体制について、住民参画で行うという表記が多いが、その委員会をこの条例を見直す時だけ設置するパターンと、条例の推進状況を確認するための常設型の委員会を置くパターンがあり、見直しの体制についても検討する。
- ・ 見直しの期間も検討のポイントとなっている。3年や5年と設定している自治体が多いが、中には4年としているところもある。

【各グループの項目ごとの内容検討発表】

● 条例の位置づけ

〈1班-1〉

他自治体の事例に出ていた京丹後市の条項がよいと思いました。「最高規範性」という難しい言葉を使うよりも、京丹後市の条文を基本として、条例の趣旨をきっちり書けばよいと思いました。

例えば、「住民が主役のまちづくりのための条例であるため」という文言を初めの方に付け加えるという案です。

〈1 班-2〉

条例の位置づけに関しては、1 班-1 と同じ意見でした。

〈2 班-1〉

条項を置く場所としては、「前文」と「目的」の後の3番目に置くのがシンプルでよいという意見でした。表現としては、「最大限に尊重する」という言葉の方が分かりやすくよいという話になりました。

〈2 班-2〉

条例全体の内容が見えていないので、決めるのは難しいという感想です。ただし、今の段階で決めるとしたら、「最高規範である」というところまでは言えず、「最大限尊重する」というぐらいの表記にとどめるのがよいのではないかという意見でした。

また、条項を置く場所については、どちらかと言うと前の方がよいのですが、「最大限に尊重する」という言葉であれば後ろの方という方法もあるのかなという話でした。

《参考：他自治体の条例》

〈京丹後市〉

第3条（条例の位置づけ） 第1項

・ 市は、他の条例、規則等にまちづくりの制度を設け、また実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

● 広域での連携と協力

〈1 班-1〉

宝塚市の条文と吉野町の条文の間ぐらいがよいのではという意見になりました。宝塚市の条文はあっさりしすぎていて、この1文だけではあまり効果がないように思いました。吉野町の方は、どちらかと言うと必要に迫られて連携するという形で、助け合わないといけないというような趣旨なのですが、王寺町の場合は西和の中核都市なので、どちらかというリーダーシップを発揮していくような連携ができるように、日常から他自治体と連携するという条項になるのかなと思います。

あとは、町民はその協力・連携するにあたって協力するというように定めたらよいのかなと思いました。吉野町の条例の文章にある「対等の関係にある」というのは合わないのかなと思いました。

〈1 班-2〉

あまり議論ができませんでした。「参画と協働」と併せて考えていきたいという意見がありました。

〈2 班-1〉

連携や協力先としていろんな機関が挙げられていますが、宝塚市の事例のように、「関係する地方公

共団体等」とまとめてシンプルにしてはどうかという意見が出ました。

〈2班-2〉

連携先の記載が多すぎる感があります。また、連携を考える際に、国や県などの町のお金の出所という切り口もあるかなと思います。どういう関係のところとどのような連携・協力をするのかという観点もあるのかなと思います。

もうひとつは、町がどのように連携するかだけではなくて、町民主体のセクターが他の自治体などとどう連携を図っていくのかについても書く余地があるという意見がありました。

〈参考：他自治体の条例〉

〈宝塚市〉

第13条（他の地方公共団体等との連携）

- ・ 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。

〈吉野町〉

第39条（広域連携）

- ・ 町は、国、県及び地方公共団体等と対等の関係にあることを踏まえ、自立した自治体運営を目指すとともに、共通の課題又は広域的課題を解決するため、これらと相互に連携し、協力するよう努めます。
- ・ 町民及び町は、他の地方自治体の住民との交流や連携の取組みを通じ、互いに学び合い、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めます。

● 条例の検証と見直し

〈1班-1〉

ここに書かれるのは条例に書かれていることの見直し規定なのですが、それよりも条例にもとづいて活動しているかどうかの検証が大事だと考えました。

条例にもとづいた活動の検証のために、町民から意見を募集して、それを議会が判断するようなことをきちんと定めてはどうかと思いました。

こういった条例にもとづいた活動の検証は毎年行えばいいのですが、条例自体の見直しであれば、そう頻繁にする必要もなく、5年に1度でよいのではないかと考えました。

〈1班-2〉

王寺町には総合計画があり、前半の5年計画が始まっていますので、これと連動させて見直すがよいのではないかという話になりました。

〈2班-1〉

4年がよいのではないかということでした。町長選、議員選が4年ごとにあり、それが2年ずれて

いるため、町長選から1年の間で見直せば、そこに参加される議員さんも任期が3年目となって、話し合いに適しているのではないかという意見でした。

〈2班-2〉

期間は5年ぐらいでいいのではないかとになりました。

見直しの体制については、常設で見続けるのではなく、こういった審議会のようなもので見直す時だけ設置して確認する方がよいのではないかという意見でした。チェックにマンパワーをかけるよりは、推進に力を入れる方がよいと考えました。

【会長】

条例の位置づけのところで多かったのは、「最高規範」ではなく、「最大限尊重する」、あるいは「みんなで大事にしていく」というくらいの言い方でよいのでは、という意見をいただきました。

また、条文の場所としては最初の方でよいという意見を多くいただきましたが、実際に条文ができてから見た方がよいという意見もいただきました。全体のトーンとの関連で考えていくということで、最初の方の位置に置き、「最大限尊重する」とまとめますが、また全体の中で考え直すということにしたいと思います。

広域での連携と協力については、一定書いたらよいということでしたが、あまり書きすぎないということだったかと思います。その時にどの程度書くかについては、王寺町の特徴を活かした書き方や周辺の自治体や県、国との連携は入れた方がよいという意見もありましたが、どういう表現をするかについては具体的などころで考えたいと思っています。

そして、全体発表では出ませんでした。住民間連携をどう入れるかという意見も一部の声として出ていました。最終段階でどうするかをもう一度聞きたいと思っています。

条例の検証と見直しについて、4年や5年などの期間は最後のところで議論したいと思いますが、条例を一定の期間を置いて見直していくことについては合意ができたのではないかと考えています。

条例にもとづいた活動を毎年評価するかどうかについては、今日の段階では決めきれなかったかと思っています。

そして、見直しの方法として、どういう組織を置いて動かしていくかについては、何かしら住民参加、町民参加の方法が必要だということで一致しているようです。

どこまで書き込むかということもありますが、具体的にどう動かしていくかについては、実際の条文に落とし込んでいくところでご相談させていただきたいと思っています。

次の条文化のステップでは、いくつかのパターンができるかと思いますが、そこに進めたいと思います。

【委員】

今日の資料を見て、非常に分かりやすく先のことが分かりました。

最初に思っていたのは、まちづくり基本条例は小学生、中学生が見ても分かってもらえるようなものだというイメージでしたが、資料を見ると非常に格調高く美しいものでした。

私のイメージでは憲法の前文のように漠然としたものだったのですが、まちづくり基本条例とは

このようなものなののでしょうか。

【会長】

王寺町のまちづくり基本条例ですので、皆さんの感じ方や考え方で作っていただければよいと考えていますが、基本条例として作るときに、どこまで決めたらよいのか、どこから先は実際の運用に任せるのかといった線引きをここで決めていただければよいと思います。

その時に、カッコいいと思うところまで決めるのであればそれはそれでよいと思いますし、かっこよくしすぎると硬い言葉遣いになってしまうのがまずいというのであれば、かっこよさは置いておいて、分かりやすさに偏るというのもありかと思っています。

今日示したまちづくり基本条例全体の枠組みは、先行して作られたものの中でも最大限に項目が入っているものですので、王寺町らしいものをその中で選んでいただいてもよいですし、いくつかの項目を包み込むような言い方をすることもできるかもしれません。ここは皆さんの想像力を働かせて作っていただければよいかと思っています。

全体の枠組みとしては、いくつかの重要な考え方をある程度示していくのが基本条例の役割ですので、まちづくりをみんなで進めていきたいと思いますというときにどんな方向を目指したらよいのか、誰が何をやればよいのか、そのときの進め方をどうしたらよいのかなどを考えていくと想像していただければよいと思います。

ですので、資料 3 で出している項目をすべて埋めていくと考えていただかなくて結構です。王寺町でこれだけ決めておけば、これからみんなでよいまちをつくれると思ってもらえるような中身のできるのが一番よいと思っています。

あまり考えすぎてしまうと、細かいところだけに目が行ってしまっていて、全体が見えなくなってしまうので、ざっくり考えてください。その中で必要なものや不必要なものが見えてくる、そのためのこの 2 年間だと思っていただけるとありがたいです。

事務局から、資料 4 をもとに「参画と協働」の内容検討のポイントについて以下の説明があった後、グループごとに内容を検討し、全体で発表を行った。

- ・ 「参画と協働」は「主に町政の参加について」、「主に住民自治・担い手について」、「主に協働のルール・仕組みについて」の 3 つのパートに分かれているものが一般的な形である。

【主に町政への参加について】

- ・ 主に行政が行っていることに住民がどのように参加・参画する機会を持つかという視点で書かれている。
- ・ キーワードとしては、意見聴取制度（パブリック・コメント）、審議会などの委員の募集の決め方、住民投票制度が挙げられる。
- ・ 「参加」か「参画」か、という言葉選びの他に、住民が町政に参加・参画する機会としてどのような機会があればよいかという視点がある。
- ・ 住民投票には個別型と常設型があり、どちらを置くかの検討も行う。個別型とは、住民投票したい案件が生じた際、その案件ごとに成立要件や投票権を持つ対象を定めるもので、常設型とは、

住民投票の発議要件、投票資格、結果の扱いなど、対象となる案件にかかわらずあらかじめ定めておくものである。

- ・ 常設型を置いている多くの自治体では、まちづくり基本条例とは別に住民投票条例を持ち、そこに住民投票の発議要件や投票資格、結果の扱いを定めている。
- ・ 住民投票の扱いについては、その結果を誰がどのように扱うかについても検討する。

【主に住民自治・担い手について】

- ・ 住民自治の考え方あるいはその担い手をどう考えていくのかについて書かれている。
- ・ どのような担い手がいて、その人たちがどのような機能や役割を担えばよいのか、その人たちがお互いにどういう関係性をもったらよいのかという視点がある。
- ・ 住民自治の活動が活発に行われるために必要な環境や要素の視点も必要となる。

【主に協働のルール・仕組みについて】

- ・ 住民自治の担い手、行政あるいは企業など、まちづくりに関わる人たちが協働していくうえでどのようなルールや仕組みがあればよいかを考える。
- ・ 情報共有の視点があり、協働するにあたり情報共有のあり方についても考える。

【委員】

王寺町には住民投票条例はありますか。

【事務局】

ありません。

【各グループの項目ごとの内容検討発表】

〈1班〉

協働の担い手と活動というところを中心に話し合いました。

地域の防災などを考えると、住民の代表団体に話し合っただけでは足りないということで、まちづくり協議会を設けてその場の話し合いに行政などが協力するという話の流れがありました。

一方で、地域の課題解決にあたり、現在ある団体に全て解決できるのかという問題があり、個別の課題解決のために、今そこに入っていない人が参画するのかという疑問がありました。

例えば事業者は関心のある分野であれば入るけれど、全体については入っていけないという話になるので、事業でも役に立つのであれば来てもらうというものにできないかとなりました。

そこで、まちづくり協議会を設けるにしても、目的に応じて参加してもらうという形にすると、既存の団体だけではなく、やれる人を募集する仕組みにすることが大切だと思います。

テーマごとや地区ごとなどもあるのですが、課題解決の目的に関心がある人に参加してもらう仕組みをつくるのが大切だという話し合いでした。

〈2班〉

1つ目の「主に町政への参加について」のところしか話し合えませんでした。

話し合いの中では、「住民の小さな声が吸い上げられるような機関があればよい」や、「思いのある人が気軽にいろんなことに参加できるものがあればよい」などが出ました。

書き方としては、そういったものを包括するのであれば、シンプルで簡単な書き方になるだろうという結論に至りました。1つ目は、「住民は、町政に対して本人の意思で広く参画することができる」というもので住民の権利を保障し、2つ目は、「町やその他執行機関は、住民に対して広くパブリック・コメントや必要に応じて住民投票を実施しなければならない」というものの2つの文章になるのではないかという結論に至りました。

補足として、パブリック・コメントと住民投票のやり方については、条文に定めるのではなく別途定めるということになりました。

【会長】

参加あるいは参画と協働について話し合っていました。話し合いのポイントの置き方が2つの班で違っていたので、直接ぶつかるところはないかもしれません。

【委員】

これから先のことになるとは思いますが、具体的にこの条例がどのような場面で活かされるのでしょうか。ヒントとなるようなものがあれば教えてほしいです。今後の議論にも役に立つと思います。

【会長】

王寺町では総合計画を策定される中で町民の皆さんからアンケートをとったり、町民の皆さんとワークショップをしたり、審議会に町民の皆さんに参加していただく手順をとってきました。まずは、それが町政への参加の一環だと思っていただければと思います。

この条例を定めることで、そういった手順をきちんとやりなさいと言えることになります。

条例がなければ、町長さんがこうしようと思ったことができることになります。大事なことにについてはみんなが参加できるように設定しましょうというのがこういった条例を作る意味ですし、具体的には、計画づくりや新しい施設を作るときなどの大事な時に町民の皆さんの声が反映できる仕組みを入れておきましょうというのが、町政への参加ということです。

1班で出ていたように、それ以外にもいろんな参加の場面がありますので、幅広く考える必要はあるかもしれません。

【委員】

縛りになるということですね。

【会長】

そうですね。皆さんの意見が咀嚼されて反映されていくような仕組みの基本のところを作っていきますという趣旨だと思っていただければと思います。

行政としては、条例ができたから住民参画や住民協働をしなければならないという義務になって

いきますので、役場の人は皆さんの声を聞かないわけにはいかないという状況になります。

それでは、それぞれの班からいただいた意見を見ていきたいと思えます。

基本的には参加の単位をどう考えていくのかというものがありました。町政というものもありますし、地域の皆さんの活動に行政も協力するというものもありますし、地域の様々な課題を、町民の皆さんが自由に参加して問題解決をしていくあり方があってもよいということで、まちづくり協議会や課題解決型の仕組みなどの場を設定するという参加あるいは協働のあり方を考えていきたいという話をいただきました。

住民投票については、どちらの班もまちづくり基本条例のなかでは詳しく記載せず、詳細は別途定めるとした方がよい、パブリック・コメントについても詳細は別途定めるとした方がよいという話をいただいたかと思えます。

「参加」と「参画」のどちらの言葉を使うかについては改めて考えたいと思えますが、参画と協働についてきちんと定めていくこと、中身についてはできるだけシンプルに町政との関係を考えていくこと、そしていろいろな参加の場面を想定して考えていくことは、どちらの班からも出てきていて、矛盾するものではなかったので、「参画と協働」の章の基本的な考え方として進めていきたいと思っています。

町政にどう参画していくのかというところと、様々な地域の課題解決に企業や住民の団体、まちづくり協議会などのいろんな担い手がそれぞれ働いて、そこにみんなが参加して一緒に活動をしていくような参画や協働もあってよいということでした。

こういったまとめ方で「参画と協働」の条文化を進めていきたいと思えます。

【委員】

他の条項がどうかというところまで至っていないのですが、住民の意見の集約や提案にあたっては、まちづくり協議会などの場を設定することが大事だと思います。例えば、高浜市の17条（まちづくり協議会）のような条文を中心に置くことが大事なのではないかというのが1班の多数の意見でした。

公益活動を推進すると書くのではなくて、課題に応じて解決方法を探るようにして、そういう条文がぶれないように他の条文を定めていくということが1班で同意を得られたと思えます。

《参考：他自治体の条例》

〈高浜市〉

17条（まちづくり協議会）

- ・ 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。
- ・ まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。
- ・ まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

【会長】

参加の場ということをお大切に、そこにいろんな人が自由に入ってきて、そういう場を通じて問題解決の方向や仕組みや組織、あるいは役割分担が出てくるような参加の場づくりが基本だということをお話をいただきました。

【委員】

そうなった場合に、「参加」ではなく「参画」という言葉がよいだらうという意見になりました。

【会長】

最初は「参加」かもしれませんが、それが「参画」に進化するというイメージですかね。

こういったイメージをどこまで上手に条項に落とせるかは後の作業ですが、基本的には町政の決め事に参加をするということと、それにとどまらず広くまちづくりを進めていく自由な参加の場を作っていく、そして自由に出入りする中で参加から参画へ、さらに協働に進んでいくイメージを皆さんで共有できればよいと思っています。

4月以降、条文になったところでもう一度考えていきたいと思っています。

5. その他

特になし。

以上